



長谷川俊明法律事務所
弁護士
長谷川 俊明

知的財産(権)について②

はじめに

今回は、知的財産権とはどういった権利かその全体像をテーマに解説をしました。今回は私たちの身近なところにあるのにもかかわらず、つい見逃してしまいがちな「意外な知的財産権」について、ケーススタディー方式で考えてみましょう。

事例 1 浮世絵原画の模写に著作権の保護は及ぶでしょうか？

Aさんは佃煮の製造・販売を営んでいます。昔からのお客に加え新しいお客を増やそうと、Aさんが以前から気に入っていた江戸時代の煮豆売りが荷箱を前後に下げた天秤棒を肩で担ぎ右手でその天秤棒を持っている姿を描いた絵を店の包装紙やチラシに使用しようと思いつきました。ただ、そのまま使うとその絵を描いた画家から著作権侵害を主張されそうなので、グラフィックデザイナーに依頼し、そっくりに模写した絵を描いてもらいました。

実際に広告等に模写した絵を使っていたところ、その原画を描いた画家が裁判を起し、Aさんに広告等の製造差止めと廃棄、謝罪広告、損害賠償などを請求してきました。その根拠は模写とはいえ著作権の対象になるのでこれに含まれる複製権の侵害に当たるといふものでした。

この裁判で裁判所は、謝罪広告を除く請求をすべて認めました(東京地方裁判所平成11年9月28日判決)。訴えられたA

さんの側では控訴を取り下げたためこの判決が確定しました。

Aさんがこの絵はグラフィックデザイナーが原画を模写したのだから著作権侵害には当たらないだろうと考えたとしたらその判断は誤っています。つまり模写が「**翻案**(注)による二次的著作物」に該当するかどうかは、これに「**創作性**」があるかどうかによるからです。

(注)翻案とは、原著物の筋や構成を変えずに、表現の形式を変えることです。例えば、小説の脚色や映画化をいいます。

もし「**創作性**」が認められれば、著作権侵害には当たりません。原画に著作権があったとしてもこれとは別個の著作物となって別の著作権が成立するからです。また別個の著作権が成立すれば、当然その著作権は保護されることになります。「**創作性**」の有無の判断は著作権以外の知的財産権においても同じように行われますが、絵画・音楽・文学作品などは、作品ごとに個別に判断されます。上記裁判例の場合、原画をそのまま機械的に模写したものであることが明らかなので創作性を有しないと判断されました。

事例 2 200年以上前に描かれた浮世絵を使うのはどうでしょうか？

Aさんは、いまから200年以上前の江戸時代に描かれた浮世絵そのものだったら著作権の対象ではないはずと考え、佃煮のイメージにぴったりの浮世絵を1枚選び

出し店の看板などの広告で使うことにしました。問題はあるでしょうか。

たしかに江戸時代に描かれた浮世絵は著作権の保護の対象にはなりません。著作権の保護期間は原則として著作物の生存中及び死後50年間と定められており、保護期間経過後は誰でも自由にその著作物を利用できます。

著作権侵害の恐れはないとしても浮世絵や写真などの入手方法によっては所有者から排他的支配権を主張される恐れが生じます。

所有権と著作権はいずれも絵画などに対する排他的支配権を内容としますが、違いは前者が有体物としての作品自体を対象とするのに対して、後者は作品の無体物としての面を対象としている点にあります。例えば、画家が自分のアトリエでキャンバスに絵を描いた場合、その絵の所有権と著作権は共にその画家に属します。ところがその絵を売った場合、所有権は当然買った人に移転しますが、著作権は画家の手許に残ります。著作権は保護期間を経過すれば消滅しますが、所有権はその物が消滅しない限り相続の対象にもなります。いつまでも存続します。

「**所有権の絶対性**」という言葉の通り、所有者は「法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする」ことができます。文化財としての価値が認められた絵画を部屋にしまっておいて誰にも見せないのも自由ですし、美術館に貸し出して一般に公開するのも自由です。

美術館に貸し出すにあたっては、利用規定に基づき有償で貸し出しを許諾する

としている所有者もいます。本事例のAさんが、気に入った浮世絵のある美術館の陳列品中に見つけ何らかの方法で写真撮影をして、それをもとに店の看板を作らせたとしたらどうなるでしょうか。

実際に、絵の所有者が行った所有権侵害などに基づく請求を否定した裁判例があります。

この裁判で原告となったXさんは錦絵などのコレクションを所蔵していました。Xさんは、出版社が錦絵の一部を写真撮影の上で出版物に掲載することとXさん自ら撮影した写真の貸し出しを、Xさん所定の利用規定に基づき出版社2社にそれぞれ許諾しました。その後、実際に写真が出版物に掲載されました。

Y社は、これら2社の出版物上の写真を複製したり、撮影したりしてY社が発行した教材に掲載しましたが、その際Xさんの許諾は得ておらず対価も支払っていませんでした。また、教材の中でもXさんの所蔵品コレクションの名称を明示していませんでした。

そこで所有者のXさんは裁判で、商慣習違反と所有権侵害を主張し、Y社を訴えました。

裁判所の判決(大阪地方裁判所平成27年9月24日)は、次のように述べて原告Xさんの請求を棄却しました(確定)。

まずXさんは、絵画などを被写体とする写真を使用する場合や利用する場合は、所有者の許諾を得て対価を支払う商慣習があり、それに違反する不法行為であると主張しました。しかし裁判所は、Xさんの所蔵品の映像が一般に入手可能であるのに利用者が対価を支払う根拠はXさんとの合意にあるとし、Xさんの主張する商慣習の存在は認められませんでした。

次にXさんは、上記主張が認められない場合に備えて、予備的に所有権の侵害も主張していました。この点については、裁判所はY社の行為は有体物である錦絵そのものではなく錦絵の著作物としての面を利用しており、有体物である錦絵の排他的支配権を侵していませんので、所有権を侵害するものではないとしました。

事例でAさんが浮世絵を看板に使う行

為もこうした裁判例に照らすときは一応セーフと考えてよいでしょう。ただ、浮世絵を美術館内「撮影禁止」となっているにもかかわらず隠れてこっそり写真撮影したりするのは、絵の文化的価値を損なわないためにも、やめたほうがよいでしょう。「撮影禁止」にしているほとんどの美術館や博物館ではそのかわり少額の対価でその写真原版を貸し出してもらえますので、そうしたサービスを利用すべきでしょう。

事例 3 アニメキャラクターを使ってもいいでしょうか？

Aさんは、佃煮のイメージには人気漫画「サザエさん」のキャラクターを使うのが一番ぴったりくると考え、サザエさんの登場人物を使った商品の包装紙などを作りました。

漫画のキャラクター、しかも主人公の顔を載せただけで著作権侵害になるものでしょうか。漫画にかぎらずご当地ゆるキャラぬいぐるみにいたるまで幅広く使われるキャラクターを法的にどこまで保護するかは、法律問題として議論が多くなされてきたテーマです。裁判例には、ポパイ事件、ひこにゃん事件やサザエさん事件などがあります。

ここでは、サザエさん事件を取り上げて解説します。

サザエさん事件は、「サザエさん」の登場人物であるサザエさん、カツオ、及びワカメの各頭部をバス車体に描き20年近く貸切バス事業を営んでいたバス会社を、漫画の原作者が著作権侵害で訴えたものです。

裁判所の判決(東京地方裁判所昭和51年5月26日)は、請求の一部を認めバス会社に1,800万円余りの損害賠償を命じました。

判決は、登場人物のキャラクターそのものを著作権で保護すべきであるとし、

長期にわたる連載漫画の登場人物は、話題や筋の単なる説明者というよりも、むしろ登場人物にふさわしい話題や筋が選択され表現されていることが多いと考えられます。言い換えれば、漫画の登場

人物自体の役割・容貌・姿態などは連載中繰り返し使われますので、話題や筋、特定のコマに描かれた登場人物の表情などは別に著作権で保護されるということです。キャラクターという言葉は、連載漫画でいえば、登場人物の容貌・姿態・性格等を表現するものです。バス会社は長期にわたり連載漫画「サザエさん」のキャラクターを利用していただけ、著作権を侵害したことになります。

また、判決は、漫画のキャラクターの許諾使用料はキャラクター商品販売価格の少なくとも3パーセントを下らない額で定めるのが業界慣行と認め、観光バスの運行収入の「3パーセント」を損害賠償額としました。

その後、キャラクターをぬいぐるみなどで立体的に描き出した場合にも原著物の複製に当たるとかが問題となり、裁判所はこれも複製に当たると認めるようになりました。

この裁判例からわかりますように、Aさんがサザエさんの登場人物を使った商品の包装紙を作った場合、当然著作権侵害になり損害賠償などを請求されることとなります。

おわりに

知的財産権には特許権や商標権のように登録をして初めて権利が生じるものと著作権のように登録を要しないものがあります。著作権は登録を要しないことであって、私たちの身近なところであってうっかり見逃すことも多くなりがちです。しかし、この見逃しは多額の損害賠償金を課せられることにもなりかねませんので、十分に注意する必要があります。

また、一昔前にはなかった新たな「著作物」も次々と生まれます。いま検討が始められたのは、AI(人工知能)の書いた小説などに著作権の保護が及ぶかですが、この点についてはいずれ機会があればとりに上げてみたいと考えています。